

## 道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分基準の改定について

標記の件については、意見公募手続を実施せず改定を実施したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表いたします。

### 1 意見公募を実施しなかった理由

今回的一部改定は、警察庁により示された全国一律のモデル基準に従ったもので、県に実質的な裁量の余地がないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等であると認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

### 2 処分基準の改定の概要

- (1) 道路交通法及び道路交通法施行令の改正に伴い条ずれ等の解消を行いました。
- (2) 道路交通法施行令の改正に伴い、「建造物損壊事故」の関係文を削除しました。
- (3) 半角数字で示されていた条項を全角数字に修正しました。

### 3 施行日

令和7年1月28日

#### 【問い合わせ先】

熊本県警察本部交通指導課  
電話 096-381-0110(内線 5122)